

JIS

ネオン変圧器

JIS C 8109 : 2016

平成 28 年 11 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	岩 本 光 正	東京工業大学
	上 原 京 一	株式会社東芝
	熊 田 亜紀子	東京大学
	酒 井 祐 之	一般社団法人電気学会
	下 川 英 男	一般社団法人電気設備学会
	高 村 里 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	藤 倉 秀 美	一般財団法人電気安全環境研究所
	前 田 育 男	IEC/ACOS エキスパート (IDEC 株式会社)
	山 田 美佐子	千葉県消費者センター

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 28.11.7 改正：平成 28.11.21

官 報 公 示：平成 28.11.21

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 一般事項	1
2 用語及び定義	2
3 一般的要求事項	4
4 試験上の一般的注意事項	5
5 定格	6
6 分類	6
7 表示	6
8 電気特性	8
9 磁気影響	8
10 加熱	8
11 耐久性	10
12 保護等級	12
13 直列コンデンサへの電圧	12
14 耐湿性	13
15 絶縁抵抗及び耐電圧	13
16 構造	14
17 導体の接続	15
18 接地手段	16
19 ねじ、通電部及び接続	16
20 沿面距離及び空間距離	17
21 絶縁材料	17
22 耐食性	18
22A 出力巻線を接地する変圧器の保護回路	18
附属書 A (規定) 配線規定に関する情報	21
附属書 B (規定) 口出し線付きの変圧器	22
附属書 C (規定) 受渡試験に関する指針	25
附属書 D (規定) 日本及び北米が用いるシステム	26
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	27
解 説	32

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 8109:1999** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

ネオン変圧器

Luminous-tube transformers

序文

この規格は、1991年に第1版として発行された IEC 61050 及び Amendment 1 (1994) を基とし、我が国の配電事情及び関連法規を考慮して、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 一般事項

1.1 適用範囲

この規格は、50 Hz 又は 60 Hz で 1 000 V 以下の交流電源で用い、1 000 V を超え、15 000 V 以下の定格無負荷出力電圧を管形冷陰極放電ランプに供給し、安定させる入出力巻線が分離された独立形又は機器組込形の単相変圧器 (以下、変圧器という。) について規定する。これらの変圧器は、照明用、電気広告灯用、灯光信号機用又はこれらと同様の目的の機器に用いる。

変圧器の安全性を確実にするため、性能を検査する必要がある。これらの変圧器に用いるランプの特性は、標準化されているので、製造業者が特にランプを指定しない場合、JIS C 7615 に規定するランプで試験を行う。

船舶、車両、爆発が起きる可能性がある危険な場所などの特別な状況が優先される場合、特別な組立が必要である。

この規格は、低圧及び高圧のナトリウム灯、高圧の水銀灯、ハロゲンランプ、キセノンランプ、熱陰極管形蛍光灯、コピー機用特殊ランプなどのランプ用又は管用の変圧器には適用しない。

この規格は、単巻変圧器及び電子式変換装置には適用しない。

この規格は、適用範囲に含まれない写真用ランプの変圧器のような、適用範囲の範ちゅうにその特性が含まれ、他の JIS 又は IEC 規格の対象になっていない変圧器に対する指針としても、役立つものである。

変圧器にコンデンサを内蔵する場合、コンデンサは JIS C 4908 に適合しなければならない。

注記 1 その他の制限は、各国の国内規格又は配線規定で決められている。

この規格の試験は、形式試験である。受渡試験に関する指針は、**附属書 C** の規定による。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 61050:1991, Transformers for tubular discharge lamps having a no-load output voltage exceeding 1 000 V (generally called neon-transformers) .General and safety requirements 及び Amendment 1:1994 (MOD)

なお、対応の程度を表す記号 “MOD” は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”